

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告（抄）

平成 28 年 11 月
政府税制調査会

（参考）いわゆる世帯単位課税に対する考え方については、「一次レポート」(※1)において、以下のようにとりまとめている。

家族の構成等に応じて税負担を調整する仕組みとして、いわゆる世帯単位課税という考え方がある。

（注）世帯単位課税の仕組みとして、2分2乗方式がある。2分2乗方式とは、夫婦の所得を合算し、それを「2分」した金額について税率表を適用して算出した金額を「2倍」して税額を算出する方式。

世帯単位課税の仕組みの一つである2分2乗方式の下では、世帯の所得に応じて適用される累進税率が平均化されるため、

- ・ 「共働き世帯」に比べて「片働き世帯」が有利になること
- ・ 高額所得者に税制上大きな利益を与える結果となること
- ・ 納税者本人が高所得で高い累進税率が適用されている場合には、配偶者が就労して得る所得に対しても高い累進税率が適用され、就労時の所得税負担の増加額が大きいため、配偶者の就労に抑制的な効果が働く可能性があること

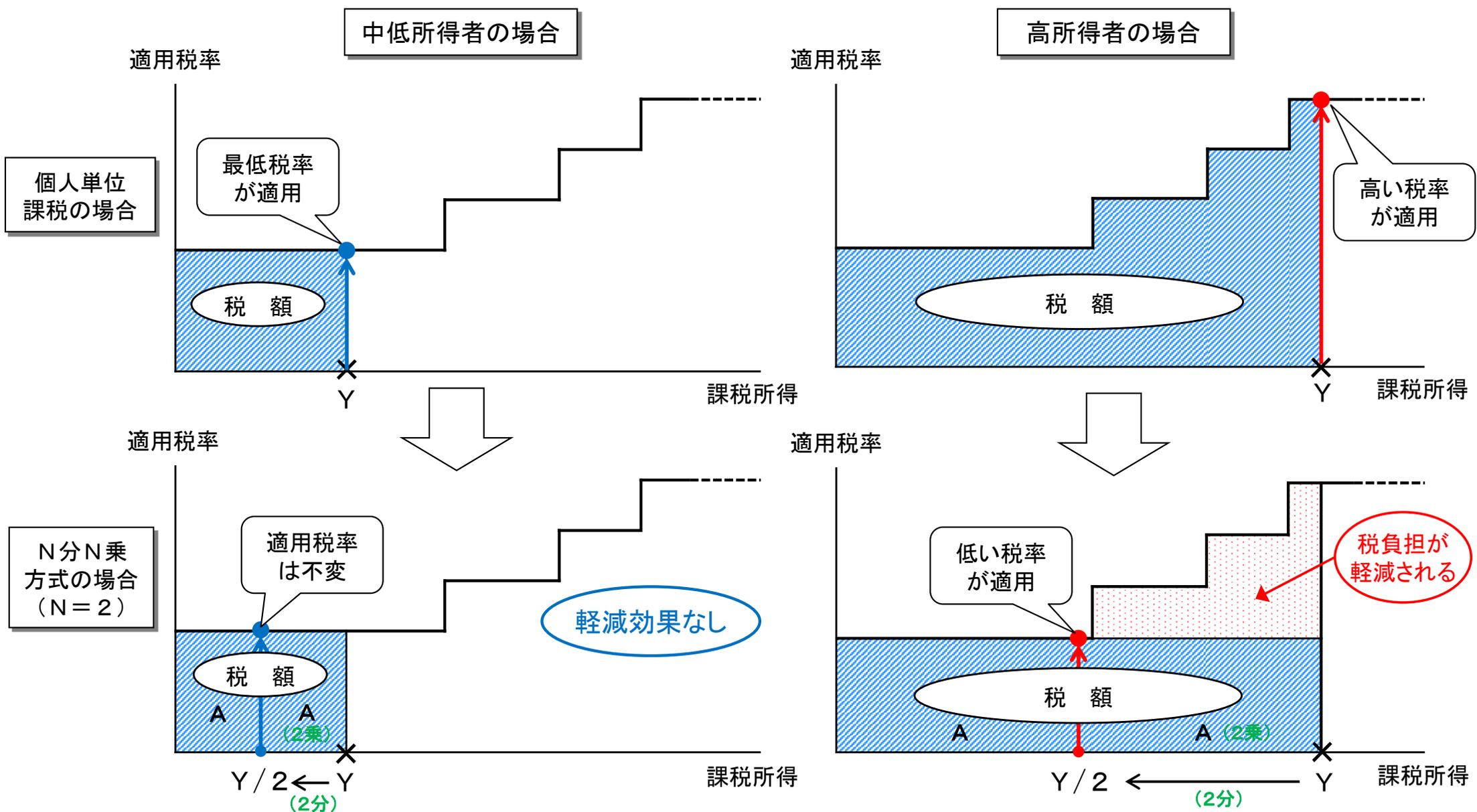
等の問題点がある。このため、6月（注：平成26年）にとりまとめた「論点整理」(※2)においても指摘したとおり、個人単位課税を基本とすべきと考えられる。

（※1）「一次レポート」：「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」
平成26年11月7日・政府税制調査会

（※2）「論点整理」：「女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての論点整理」平成26年6月11日・政府税制調査会

N分N乗(2分2乗)方式の効果(イメージ)

高い税率が適用される高所得者の場合には、所得が分割され、低い税率が適用されることにより税負担が軽減される。他方、もともと最低税率が適用される中低所得者の場合には、所得を分割しても適用税率は変わらないため、税負担の軽減効果がない。



(注) N分N乗方式の基本的構造を示すため、所得控除、税額控除等は捨象している。

3. 勤労者皆保険の実現・女性就労の制約となっている制度の見直し

- また、女性就労の制約となっていると指摘されている社会保障や税制について働き方に中立的なものにしていくことが重要である。
なお、被用者保険の適用拡大が図られると、女性の就労の制約となっている、いわゆる「130万円の壁」を消失させる効果があるほか、いわゆる「106万円の壁」についても、最低賃金の引上げによって、解消されていくものと見込まれる。
- 多様な働き方に中立的でない扱いは、企業の諸手当の中にも見られる。配偶者の収入要件がある企業の配偶者手当は、女性の就労にも影響を与えている。労働条件であり強制はできないが、こうした点を認識した上で労使において改廃・縮小に向けた議論が進められるべきものと考えられる。